

松戸市住民投票条例(素案)に対する意見募集の結果及び意見に対する市の考え

	郵送	メール	ファックス	持参	合計
件数	13件	17件	6件	1件	37件

※意見の概要及び市の考え

項 目	意見の概要	件 数	市の考え
目 的 (第1項)	住民投票条例の制定に賛成するもの 住民投票条例の制定に反対するもの	4件 20件	住民投票制度は、地方自治の基本である間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施にかかわる議論を活性化する仕組みであり、この制度を通じて市民の市政参加を促進し、より安定性の高い政策の決定や実施につなげていくことができると考えています。 また、地方分権改革の進展に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中で、市民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事項や市民の意見が大きく分かれるような事項などについては、市民の意思を踏まえて政策決定を行っていくことが、今後、一層求められることになると考えています。このような状況に的確に対応するために、住民投票制度を創設するものです。
住民投票の対象事項 (第2項)	対象事項の範囲が不明瞭	1件	住民投票の対象事項の規定形式には、対象事項を限定列挙する方法と、対象事項を市政運営上の重要事項としたうえで、除外事項を定める方法とがあります。前者の方法によった場合、規定した事項以外の請求はできなくなることから、その請求事項はかなり限定的なものとなりかねません。こうしたことから、後者の方法をとったものです。
投票資格者 (第3項)			※投票資格者については、公職選挙法による本市の議会の議員及び市長の選挙の場合と同様に、20歳以上の日本国籍を有する者で欠格事項に該当しないものに変更しました。
外国人の投票資格	外国人の投票資格を認めるもの 外国人の投票資格に反対するもの	1件 32件	《変更した理由》
年齢要件	18歳以上に賛成するもの 公選法と同様にすべきとするもの	1件 16件	住民投票条例(素案)においては、住民投票と選挙を同時に実施することも可能になっていますが、仮に同時実施した場合、投票率の向上が期待できる半面、外国人や20歳未満の選挙権を有しない方は投票所に入ることができないことになっているので、選挙の投票所とは別に投票所を設ける必要があります。この場合、人員及び場所の確保がかなり難しくなるとともに、もし確保できたとしても、財政的負担が大きくなります。
欠格条項	欠格条項を設けるべきとするもの	11件	

項 目	意見の概要	件 数	市の考え
			<p>さらに、選挙のシステムとは別に、新たなシステムの開発が必要となり、経費がかさむこととなります。</p> <p>また、年齢要件は20歳以上とすべきとの意見を多くいただきました。日本国憲法の改正手続に関する法律における憲法の改正を前提とした国民投票の投票権者は18歳以上とされていますが、この部分の施行は公職選挙法が改正されるまでは20歳以上となっており、今回は改正の動向を見させていただいたところです。</p>
投票資格者の請求 (第4項)	署名者数の要件を10分の1以上ではなく、もっと厳しくすべきとするもの	12件	住民投票の署名者数については、他の自治体の事例や本市で平成22年1月に行われた直接請求での署名収集事例などを参考として、実際に署名収集が可能であり、かつ、乱発を防止するという点も考慮し、市民の請求に必要な署名要件を、投票資格者総数の10分の1以上としたものです。
市議会の請求 (第5項)	市議会の請求は不要とするもの 請求要件をもっと厳しくすべきとするもの	1件 1件	地方分権改革の進展に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中で、市民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事項や市民の意見が大きく分かれるような事項などについては、市民の意思を踏まえて政策決定を行っていくことが、今後、一層求められることになると考えています。
市長の発議等 (第6項)	市長の発議を認めるもの 市長の発議は不要とするもの 発議要件を設けるべきとするもの	1件 7件 15件	<p>このような状況に的確に対応するために、住民投票制度を創設するものであり、代表者で構成される議会や市長から発議することの必要性も生じるものと考えています。</p> <p>なお、市長の発議要件については、議会の同意をその要件とした場合、議会と市長が対立しているときは、市長発議の規定は形骸化しかねないことから、単独発議を認める形式を採ったものです。</p>
請求及び発議の形式 (第7項)	2択でなく多数選択肢とすべきとするもの	1件	<p>住民投票制度は、市民に対して、直接、意思の確認を行う制度であり、よりの確にその意思を確認するためには、十分に議論が尽くされた後に賛成又は反対という最も単純な形式で、解釈の余地を生じないような形式の問いにすることが適当と考えています。</p> <p>また、議会や市長は投票結果を尊重するとされていますが、例えば三択とした場合、投票の結果が人によって異なる解釈がされてしまうような事態も考えられます。こうしたことから、二択としたものです。</p>

項 目	意見の概要	件 数	市の考え
投票の執行 (第13項)	市長の意思で投票の可否を決するべきではないとするもの	1件	この規定は、住民投票の投票資格者総数の10分の1以上の署名が集まった場合や市議会から請求があった場合は、市長は責任を持って住民投票を行わなくてはならないことを義務付けた規定となっています。
開 票 (第6章)	投票成立要件を設けるべきとするもの	22件	投票率による要件を設けた場合に、1%でも要件が欠けただけで不成立としたのでは、投票にかけた予算が無駄となってしまうこと、また、住民投票を行った以上は、その投票率なども含めた全ての結果を市民の意見としてくみ取り、投票結果を尊重しながら市長や議会が意思決定を行うという考えのもと成立要件は設けず、開票を行うことにしました。
投票結果の尊重 (第25項)	「市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」という義務を表す規定方法では不適切であるとするもの	15件	条例に基づく住民投票の結果に拘束力を持たせることは、地方自治法に規定された議会や市長の権限を制限することから、「拘束型」は法律に基づかなければ不可能とされています。このことから、他の自治体の常設型住民投票条例も全て諮問型とされており、投票結果に対する尊重義務の規定が設けられています。 また、尊重とは、単に投票結果を参考とすることにとどまらず、住民投票の結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払いながら、議会と市長が意思決定を行っていくことと考えられます。このため、議会と市長には、それぞれの意思決定について、市民に対する十分かつ明確な説明責任が生じると考えています。
投票運動 (第27項)	罰則規定を設けるべきとするもの	14件	住民投票運動については、禁止事項を設けることにより住民投票運動の本質を損なうことがないように、「買収、脅迫など市民の自由な意思が拘束され、または不当に干渉される」ことに関して、必要最低限の規制しか設けておりません。 しかし、住民投票運動であっても、公職選挙法の規定に違反するときは罰則を受ける場合があります。よって、住民投票運動が公正な選挙の執行を阻害しないことをより確保するために、住民投票の実施の告示の日から投票期日の前日までの間に選挙が実施される場合には、その選挙の告示日以降、投票日の前日までの間、住民投票運動を行えないこととしています。